

## 定期巡回かわな（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業）運営規程

### （事業の目的）

第1条 医療法人生寿会が開設する定期巡回かわな（以下「事業所」という。）が行う定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所のオペレーター、定期巡回サービスを行う訪問介護員等、随時訪問サービスを行う訪問介護員等、訪問看護サービスを行う看護師等又は計画作成責任者（以下「従業者」という。）が、要介護状態にある利用者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

### （指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護運営の方針）

第2条 事業所が実施する事業は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、身体介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、必要な時に必要な定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供ができるよう努めるものとする。

3 事業の実施に当たっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行い、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。

4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

### （事業の運営）

第3条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、事業所の訪問介護員等によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

### （事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 定期巡回かわな
- (2) 所在地 名古屋市昭和区山花町 62 番地 1

### （従業者の職種、員数及び職務内容）

第5条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤）

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、

従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- (2) オペレーター 提供時間を通じて1名以上  
オペレーターは、あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者又はその家族等から通報を受け、通報内容等を基に相談援助を行う。また、訪問介護員等の訪問若しくは看護師等による対応の要否等を判断するオペレーションサービスを提供する。
- (3) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 1名以上  
定期巡回サービスを行う訪問介護員等は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画等に基づき、定期的に利用者の居宅を巡回して定期巡回サービスを提供する。
- (4) 随時訪問サービスを行う訪問介護員等 1名以上  
随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、オペレーターによる訪問の要否等の判断に基づき、利用者の居宅を訪問して随時訪問サービスを提供する。
- (5) 訪問看護サービスを行う看護師等 2.5名以上（常勤換算）  
訪問看護サービスを行う看護師等は、医師の指示に基づき、利用者の居宅を訪問して療養上の世話又は必要な診療の補助を行う。看護職員は、利用者の定期的なアセスメントを行う。
- (6) 計画作成責任者 1名以上  
計画作成責任者は、同条(2)から(5)までの従業者から選任されたものが担当し、看護職員が行うアセスメントの結果を踏まえて定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成等の業務を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 365日とする。
- (2) 営業時間 24時間とする。
- (3) サービス提供時間 24時間とする。

(事業の内容)

第7条 事業の内容は次のとおりとする。

- (1) オペレーションサービス  
あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者又はその家族等からの通報を受け、通報内容等を基に相談援助を行う又は訪問介護員等の訪問若しくは看護師等による対応の要否等の判断を行う。
- (2) 定期巡回サービス  
訪問介護員等が定期的に利用者の居宅を巡回し、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話を行う。

(3) 随時訪問サービス

オペレーションサービスにおける訪問の要否等の判断に基づき、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話をを行う。

(4) 訪問看護サービス

医師の指示に基づき、定期的に又はオペレーションサービスにおける訪問の要否等の判断に基づいて随時、看護師等が利用者の居宅を訪問して行う療養上の世話又は必要な診療の補助を行う。

(利用料その他の費用の額)

第8条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、名古屋市昭和区の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 従業者は、事業の提供中に、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治の医師に連絡し、受診する等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法)

第11条 利用者から合鍵を預かる必要がある場合は、書面によりその取扱方法について説明した上で、合鍵を預かることに同意する旨の文書に署名（記名押印）をうけることとする。

2 預かった合鍵については、使用時以外は施錠された保管庫に保管するものとする。

3 合鍵を紛失した場合は、速やかに利用者へ連絡を行うとともに、警察への届出等必要な措置を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 人権の擁護・虐待の防止のための従業者に対する研修の実施

(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を

現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体的拘束等の適正化のための措置に関する事項)

第 13 条 事業所は、身体拘束の適正化のため、以下を規定する。

- (1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (2) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(業務継続に向けた取組の強化について)

第 14 条 感染症等や非常災害の発生時において、事業を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じる。

- 2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第 15 条 事業所は、従業者の資質向上のために次のとおり研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後 1 か月以内
- (2) 継続研修 随時
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することとする。
- 3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とするものとする。
- 4 この規程に定める事項の外、この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人寿会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 31 年 4 月 22 日から施行する。

この規程は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、令和元年 11 月 2 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。